

◆新銀行東京・貸金業法について

○田中委員 まず、新銀行東京についての質問をさせていただきます。

前回報告のあった第三・四半期決算についてお聞きをいたします。

今回の二十一年十月から十二月の損益状況を見ても、まだ当期利益が三億円を計上しただけであり、これまでと同様に、貸倒引当金の戻り益によって辛うじて利益を出したのでありまして、実質業務利益はいまだ赤字であることが続いております。また、不良債権比率もいまだ二〇%を超える数字の高い値、厳しい経営状況であることには変わりありません。

前回の質疑の中で、財務内容から、現在、新銀行東京が預金を集め、融資をして利ざやを稼ぐという形から、市場から資金を調達し、それを市場で運用し、利益を稼ぐ形に変わりつつあることを指摘しました。この際重要なのは、企業の貸し倒れリスク、つまり信用リスクから市場の金利状況、つまり金利リスクを監視していかななくてはならないということであります。

ここは、今、清水委員からもありましたが、難しいところでありまして、多くの銀行が、今、いい悪いというよりも、このような傾向に向かっているのは確かでありまして、だからこそ、これまでのように、不良債権がどれだけふえたかというのを見るプラスアルファ、さらに信用リスクから金利リスクを見ていかなければならないということであります。

今回の決算を見ても、その流れは進んでおります。顕著なのは、預金が減少、さらに有価証券の割合が大きくなっていることであります。前回の指摘から、監理室において、このような取り組みをなさってほしいということを伝えましたが、変化はありましたでしょうか、お聞きします。

○中村金融監理室長 金利リスクとは、金利の変動により有価証券の価値が変動する可能性のことをいいますが、一般的に満期までの期間が長いほど、価格の変動幅が大きくなるといわれております。

平成二十一年度中間決算におきまして、新銀行東京が保有する有価証券は、満期まで五年以下のものが大宗を占めており、金利リスクは比較的小さく、適切に管理されていると新銀行から聞いております。

都は引き続き、株主連絡会等で必要な報告を受けるなど、適切に監視に努めているところでございます。

○田中委員 それでは、それぞれの数値を見ていきたいと思えます。

まず、預金残高ですが、預金残高は、平成二十一年六月末では三千六十五億円でありました。前回の報告では、二十一年九月末に二千四百七十七億円。わずか三カ月で一千億近く減りましたが、今回の決算報告では二千八十五億円ですね。同じ三カ月でも六十七億円減と、かなりの小幅な数字となりました。預金の解約はある程度とまったら、これで見ているのでしょうか。

また、預金の多くは、設立当初に集めた高金利キャンペーンの際の預金がほとんどであるとの認識でもいいのでしょうか。そうであるならば、昨年質問した逆ぎやの解消も進んでいるだろうと推測されますが、これについて伺います。

○中村金融監理室長 新銀行東京における現在の預金残高の大半は、キャンペーン定期によるものでございます。

今後、これらの定期預金は順次満期を迎えることとなります。そうした観点から、改善傾向に向かうものと考えております。

○田中委員 キャンペーン金利ということで、その際がほとんどであるというのは、いったように、逆ぎやの解消が大きく進むのはもちろんいいことであるんですが、一方で、先ほどいったように、三カ月で一千億円減るようなことがこれまでも多々ありました。

先ほどの委員からの指摘にもありましたが、預金がぐっと減ってしまって、大きく不安定材料になることは考えられないのでしょうか、お聞きします。

○中村金融監理室長 キャンペーン定期については、満期を迎えるということではございまして、それぞれ金融機関においては、定期については継続なり何なりとか、そういうことがやられるわけですので、そういう中で調達をどうして行って、貸し出し、運用を行うということを考えるわけですので、その辺のところは、銀行としてその本質は変わっていないというふうに考えております。

○田中委員 これについては、今回の報告では、逆ぎやの件は公表されないもので、次回これが発表されると思いますので、またそのときにしっかりと指摘をさせていただきたいと思いません。

次は、資産の部を見ていきたいと思いません。

有価証券の値は、二十一年三月三十一日の二千二百四十五億円から、今回の二十一年十二月三十一日時点では二千六百一億と、三百五十六億円、大きくふえておりました。この内容はどのような内容かというのをお聞きいたしたいと思いません。

一時、農林中金が株式運用に大きく傾斜して、大きな損を出したこともありました。もちろん規模が違いますが、これまでの運用を見ても、そのようなことはないかと思いませんが、お聞きをいたしたいと思いません。

○中村金融監理室長 新銀行東京の平成二十一年度第三・四半期決算における有価証券残高は二千六百一億円であり、中間決算と比較して、約百六十八億円増加してございます。

内訳につきましては、四半期の決算では明らかにされておりませんが、直近の開示情報である平成二十一年度中間期決算では、国債が約六割、社債が約三割、それ以外が約一割となつてございます。

なお、新銀行東京からは、リスクとリターンを勘案しながら有価証券の運用を行っているというふうに聞いてございます。

○田中委員 国債六割、社債三割というのが、直近の開示されているデータでの話ということでありまして、それですと安定した運用なのかもしれませんが、大変にこの幅が、直近であっても二百億近く、今回でも三百五十六億と大きくふえているので、これについても、恐らく次の決算のディスクロージャーのときに値が正確に出てくると思うので、そのときにもぜひ指摘をしていきたいと思っております。

と申しましたのも、この間、ギリシャの例もありますが、大変金融市場が不安定な度合いを増しております。特に新銀行においては、今いいましたとおりに、預金から貸し出しという従来のモデルから、大きく市場に介しての銀行となりつつあります。ですので、この現状を常に監理室がチェックをして、私たちに報告をしていただかないと、私たちも、その情報がないまま、また大きくその銀行の中身がわからないまま、赤字を垂れ流してしまうようなことがないことをチェックしていきたいと思っております。

その中で、金融環境の変化を踏まえて、中小零細企業の対策の視点から、今回、六月に改正を迎えます貸金業法について伺いたいと思っております。

ことし六月の完全施行が予定されておりますこの貸金業法ですが、これはもともと多重債務者の解決を目指したものでありました。しかしながら、この完全施行によって、一部で、普通に生活を営んでいる個人、また零細事業者が深刻な影響を受けるんじゃないかといった懸念も出てきております。

改正の中身の一つは、上限金利のまず引き下げ、これによって、少額短期の融資の評価ができないなどのものは融資が受けられないといったことが起きます。

二つ目は、総量規制の導入により、個人事業主へ書類の徴求制度が始まったり、また、専業主婦に対しても、夫への同意制度、また、収入証明書提出などが導入されて、これにも個人事業主、零細企業主を含む返済能力がある方も含まれております。

この結果、貸金業に資金調達を頼ってきた、特に零細企業主への大きな影響をもたらすことが懸念されています。特に、この改正貸金業法が制定された後にサブプライムローンやリーマンショックが起き、金融機能が大きく後退をしたことであります。零細企業をめぐる資金繰りの事業は急速に悪化したことは容易に推察できるかと思えます。

ちなみに、大手消費者金融の七社による貸し付けは、この四年で八・五兆円から四・五兆円と四兆円も縮小をいたした事実もあります。この東京は最も多く貸金業者を抱え、中小零細企業を抱えております。完全実施によってどのような影響が出ると考えていらっしゃるでしょうか、伺います。

○保坂金融部長 改正貸金業法は、多重債務問題の解決の重要性及び貸金業が我が国の経済社会において果たす役割にかんがみ、貸金業の登録の要件の強化、貸金業者による過剰貸付に係る規制の強化などを行うほか、上限金利の引き下げなどの措置を講ずることを目

的として改正されたものであり、同法の完全施行は、多重債務問題の対応を前進させるものでございます。

一方、上限金利の引き下げなどにより、貸金業者の貸出姿勢に影響が出るおそれがあるとする報道が一部にあることは承知してございます。

現在、国においては、改正貸金業法附則第六十七条に定める改正後の規定を円滑に実施するために講ずべき施策の必要性の有無について検討を行うため、貸金業制度に関するプロジェクトチームが設置され、完全施行後の影響も含めて検討されているところでございます。

東京都は、これまで国に対して、地方自治体の立場から、貸金業者の減少傾向や苦情相談の傾向、完全施行を控えての貸金業者の準備状況等を伝えてきたところでございます。

今後も、こうした国の検討の動きを見守っていくとともに、完全施行後においても、東京都の登録貸金業者の実態を国に伝えてまいります。

○田中委員 貸金業者の現状、また、今、それを利用する人の現状というお話がありましたが、何をするにもその現状を知ることが重要であります。貸金業制度をいかにしていくかという際にも、その業者だけでなく、資金の借り手となる人たちの実態を知ることが必要であります。

そんな中、大阪は国に先んじて貸金業者動向調査というのを開始して、昨年、このようなレポート、(資料を示す)中間報告であります。さらにその中で、資金の借り手である消費者に対する調査も同時に行って、かなり詳細な現状把握に努めているところであります。

一方、都では、多重債務一〇番というのを利用した相談者の属性、債務の状況、借入理由などを分析し、借り手の実態把握に努めているということも聞いております。都は、貸金業者及び資金の借り手の実態をどの程度把握しているのか、また、このような調査に取り組んできた経緯はあるのか、お聞きします。

○保坂金融部長 登録業者に対しては、都に寄せられる苦情相談や、他の自治体などの関係機関からの情報を活用して、随時の立入検査などを実施しております。

また、立入検査については、例えば、貸付条件表の不掲示、身分証明書の不携帯などに対する行政指導を行うほか、違法行為が見られる貸金業者に対しては、厳正な行政処分を行っており、こうした苦情相談処理、個別の立入検査や行政処分等を通じて、貸金業者の実態把握に努めているところでございます。

都の登録業者の特徴といたしましては、財産的基礎要件の段階的引き上げなど、参入規制の強化による登録業者の激減がある一方で、容易に開業して経営に行き詰まり、時期を置かず違法行為に走る新規登録者が多いこと。苦情相談といたしましては、詐欺行為に関するもの、高金利に関するもの、債務整理に関するものが多く、また、都の登録業者がダイレクトメールや雑誌広告等を通じて全国の顧客を勧誘しているため、都外からの苦情相談が多いこと。また、行政処分といたしましては、出資法を超える高金利、違法な取り立て行為による取

り消し処分が多いことなどがございます。

なお、組織的な調査等については、東京都といたしましては、いたした経緯はございません。

○田中委員 貸金業を取り締まるということと、許認可を与えるということでは、手順等、また取り組んできたことは、今、丁寧に説明をいただいたんですが、やはり資金の借り手について、もう少し都としてはぜひ調べていただきたいと思うんです。これは生活文化局がその窓口だということであるんですが、これは大きく貸金業にかかわること、また、さらに今の融資制度にかかわることであると思っております。そうでないと、全体の本当の姿が見えないと、今何が起きているかというのをつかめないと思うんですね。

先ほど金融庁のPTが行われているということで、私もそのPTを聞きに行き、また、資料をいただいたんですが、貸金業事業制度に関する意見聴取というのも、今、実施を始めました。

先月の十八日にも、その利用経験がある個人事業主から意見を聞いたということで資料をいただいたんですが、それによると、例えば都内のガーデニングを営むこの個人事業主の方は、建材費、材木費は現金主義で、職人さんも日払い、ガーデニング完成に一カ月かかって、その後、請求支払いができるのが一、二カ月後。ボーナスなどを待つと四、五カ月後ということで、大変その資金の入りと出にギャップがあるんです。このような例は、例えば市場の仲買人さんなんかも含め、仕入れをするどの業種にも当てはまることであります。

設備投資やボーナス等の施設資金など、計画的な融資というのはまだまだ厳しいとはいえ、先ほども多くの融資制度を話してもらいましたが、銀行や制度融資で借りるものの準備は進んでおりますが、この臨時の資金や運転資金の出と入りに、今いったタイムラグがある場合は、審査に即時性があつたり、また、資金用途に結構制限がない使い勝手のよいものが必要になるんですね。どうしても車のローンとか、住宅ローンとか、そういう資金用途があるのは銀行でも制度融資でもやっているんですが、用途がないような使い勝手のよいものが、特に零細企業には必要になると考えております。

中小零細企業特有のこのつなぎ融資に関しては、都としてはどのように理解し、また、対応しようと考えているのか、伺います。

○保坂金融部長 改正貸金業法においても、個人事業者につきましては、一定の条件のもとに総量規制の例外規定が設けられるなど、個人事業者の借り入れについては、国も一定の対応を図っているところでございます。

東京都といたしましては、厳しい経営状況にある中小企業の資金繰りを支援するため、平成二十年十月に、国の緊急保証制度に対応した経営緊急を創設し、事業資金の確保や返済負担軽減に役立てていただいております。

また、原則、三営業日以内に保証審査を行うクイックつなぎや、小口の資金需要にこたえる小口資金融資など、各種の融資メニューを通じて、中小企業の資金繰り支援に努めてまいっております。

○田中委員 それに関しては、きょうの報告の中に、ちょうど一五ページにありまして、これまでの制度融資についての一覧が載っております。

また、先ほど私の前に、伊藤委員からもこの経営緊急融資についての質疑があり、大変に大きな成果を上げていることは一部わかりましたが、私を対象として今回取り上げたのは、特に零細企業の方でして、この経営緊急融資は、先ほどの説明ですと、長期十年、運転資金、借りかえ資金等の需要に大きく寄与しているということであって、これもとても今、必要なことではあるんですが、この貸金業法の改正によって起きているのは、小口の、それこそ十万円とか五十万円とか、そういった資金でありまして、そういう面では、この中にあるクイック融資というのがそれに当てはまるんだらうとは思いますが、実際、このクイック融資は、それに比例してというより、逆ですね、反比例して、平成十六年には九千五百件あったのが、今六百二十二件と、大変に数が減ってしまっておるんですね。

これだけを見ればということではありますが、このクイック融資がうまく機能してないのか、それとも、違ったところでこれがまた補完されているのか、いかがでしょうか、伺います。

○保坂金融部長 ただいま委員お話しのカイックつなぎでございますけれども、従前からあるメニューでございます。対象者を、既に制度融資を利用している企業で、原則として一年以上約定どおりに返済していることとしておりまして、その約定どおりに返済することによって、保証審査を、原則、三営業日以内としているものでございます。そのような緊急な資金需要にこたえているところでございます。

融資限度額は、五百万円というふうなことで、比較的小口のつなぎ資金の位置づけとなっております。

委員ご指摘のとおり、二十年度の実績が減少してございますけれども、これは、先ほど来から答弁いたしております緊急融資などに利用がシフトしているというふうに金融部としては考えております。

○田中委員 緊急融資の方にそれがすべて補完されているならば、大変いいことだと思うのですが、なかなか、このようなお金を借りる場合は、書類を集めて決算書を出してといったようなことができない人たちが、今、大変困っているようなことだと思いますので、最初の話に戻りますが、今の現状というものをしっかりとこの委員会でも把握して、また、行政の方でも理解、把握に努めていただきたいと思います。

話を戻しますと、多重債務の救済というのは緊急の課題であることはもちろんだれもが認めることであるし、当然であります。総量規制によって借りられない人がどこに流れるかということも問題であります。

今回の予算委員会の中でも、ほかの委員の方が、都の登録業者、一の業者が、実はヤミ金だったということも指摘をされておりました。

また、先ほど見せました大阪のこの報告書にも、消費者金融利用者のアンケートで、ヤミ金について、違法であることは認識しているが、収入の範囲で返済できるのであれば利用する

のはやむを得ない、借り入れできることが大切と考えている人は、実に一五%もいるという報告も出ています。

これは、警察によるヤミ金対策が進んで、悪質なヤミ金の取り締まりが進んでいることと思うんですが、しかしながら、このようなアンケート、インタビューの調査から、その市場がとつても見にくくなっているということが推測されます。

マスコミでは、ヤミ金のソフト化というような言葉も出て、報道されております。例えば、先日、NHKの報道局の方が、このヤミ金の方とインタビューをしたメモによりますと、当初は貸し付けを無理やり貸し付け、回収もはちゃめちゃだったが、今は回収も苦労しない客、逆に完済もしに来て、また借りに来ると。金に困っているわけでもなく、私を大切な友人とみなしていて、身の上相談にも乗って、こちらはカウンセラーじゃないけど、その利息はカウンセリング費用として私は考えている。政府はいつてることとやってることが違うんじゃないか、現状をわかっていないと。この貸金業者が貸し倒れを防ぐための審査を厳しくしていると、ブラックジョークのような、大変皮肉のこもったインタビューの資料をいただきましたが、このような現状が今、起きていることも事実であります。

実際のヤミ金の対策は警視庁の所管でありますから、その細かい内容まで私たちは踏み込めませんが、貸金業法を所管する産業労働局としては、どのようにこれから取り組んでいくのか、その取り組みを伺いたいと思います。

○保坂金融部長 当局といたしましては、違法行為が見られる登録業者に対しては、貸金業法に基づき、厳正な行政処分を行っているところであり、このうち、高金利、違法な取り立て行為など、違反行為が特に重いものに対しては、平成二十年度には百十六者を登録取り消しいたしました。

あわせて、警視庁に速やかに情報提供するなど、関係機関と連携して取り組んでいるところでございます。

なお、いわゆるヤミ金対策につきましては、ご指摘のとおり警視庁の所管でございますが、当局といたしましても、東京都多重債務問題対策協議会貸金業部会におきまして、他の関係局、警視庁、関東財務局、東京三弁護士会、東京司法書士会、日本貸金業協会など、関係団体と連携して、ヤミ金融被害防止合同キャンペーンを年二回実施しており、ヤミ金の手口などに関するパネル展示や相談窓口を紹介するチラシを配布し、ヤミ金を利用しない、被害に遭ったら最寄りの警察に行くなどと呼びかけて、資金需要者に対し啓発活動を行っているところでございます。

○田中委員 この貸金業法について、決して私は反対をしたりしているわけではなく、その多重債務者の救済というのが最も一義的な、大切なことではあるんですが、その一方で、このようにして私たちの見えないところで、特に犯罪に結びつくようなことがあるとするならば、それを、一番事情をわかっている、もしくは、現場は私たち地方自治体でありますので、そのような声も、このような改正とあわせて、私たちは伝えていくべきであるということをお願いいたします。

いうことをご理解いただければと思い、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。